

京大広報

No. 19

京都大学広報委員会

月曜会メモ

第32回 (10.20) 司会 巽友正会員

はじめに各会員から関係部局における近況の報告があり、これに対し若干の質疑があった。

ついで今回出席された奥田総長と会員との間で、主として月曜会のあり方、大学問題検討委員会との関連、評議会あり方検討委員会の報告書について討論が行なわれた。

1. 月曜会について

総長の発言要旨：月曜会の設立当初の目的は各部局における改革の情報交換と全学的な問題提起であったが、その後の大検委の発足に伴い全学的な問題は、大検委の手に移った感がある。しかし、各部局における改革は現在多くの部局で進行中であり、月曜会ではこれをふまえてより自由な立場で議論した結果を大検委に反映させることが望ましい。また、大検委の答申が出た場合、これを全学的に討論する場の一つとして月曜会が機能することが有意義と思われる。これに対して会員から出された代表的意見：

- (1) 月曜会の性格は依然不明確で各部局での信任の程度もさまざまであり、大検委の答申を批判的に議論する場として適当かどうか疑問である。
- (2) 答申の取扱いに関して月曜会が他の学内諸団体に比べて特別の意味を持ち独走する懸念はないか。
- (3) 月曜会の今後のあり方については前3回の検討(京大広報 No. 15, No. 17 参照)を経て大体方針が固っており、月曜会としては積極的に大検委に注文を出し、また大検委からは随時に審議の中間報告を受けて意見を述べ

るべきである。

2. 大検委について

総長の発言要旨：大検委の設立に際しては総長選挙と教養部の問題という具体的な事柄について期限つきで審議を依頼したが、大検委はその発想とは違ったより基本的な立場で議論を進めており、その答申も当初予定よりは遅れる見込みである。しかし、大検委の任務は現総長限りで終るものではないので、答申が自分の任期中に出なくても止むを得ない。ただ中間報告は早い時期に出るものと思う。大検委の構成についてもいろいろ意見があることと思うが、全学全階層の代表を一堂に集めるというやり方は、各階層の意識の相違、代表選出の困難さから見て実際的な方法とは思われない。大検委に含まれていない階層の意見は各部局、学内諸団体で十分にくみ上げてほしい。大検委答申の全学的な取扱い方については、評議会にかけ京大広報に掲載したのち、アンケート調査などを考えているが、その他の具体案はまだない。これに対して会員からの意見は、月曜会との関連での質問以外特記すべきものはなかった。

3. 評議会あり方検討委員会の報告について

評議会のあり方そのものについては、第27, 29回(京大広報 No. 15 参照)に議論がなされたので、今回は主として検討委員会の報告の取扱い方について、総長および田畑評議員に対して質疑がなされた。

総長発言要旨：検討委員会報告は評議会で討議し、その議事録が承認されたいうえ京大広報に発表する。今回はなるべく規程改正は行なわないで内規でできる程度の改善になるであろう。

なお、評議会の構成その他は大検委の検討に

まって、検討委員会は内規作成のため今後も活動を続けることになる。

これに対して、今回は会員の間からあまり活発な討論はなかったが、注目すべき意見はつぎのとおりであった。

- (1) 評議会のあり方に関する月曜会での討論などは、検討委員会の報告にどのように反映しているのか。もし反映していないなら大検委などを通じて働きかけるべきではないか。
- (2) 評議会の強化が単なる評議会議事の繁雑化に終るおそれが多分にある。
- (3) 現在の大学の学部連合体としての性格を、大学としての統一性を強化する方向での発想には疑問がある。
- (4) 学部による事情の相違と学部の独自性の面ももっと考慮すべきである。

(加治有恒会員、巽友正会員)

文学部の近況

10月23日発行の文学部弘報第5号には、文学部の現在の事態を詳細に説明するとともに、改革草案検討委員会の早期の発足と、11月上旬の授業再開とが部長名をもって提案されている。

教育学部の封鎖に参加した 院生・学生に対する要求

教育学部では学部長名をもって、7月4日から9月20日に至る間の学部封鎖(3・4階)に加わった院生・学生に対し、すみやかに反省の意を表明すると共に、今後一切の暴力手段を行使しない確約を行なうよう下記のとおり公示し、かつ印刷配布した。

封鎖に参加した院生・学生諸君へ

今回学部が79日の長期にわたって3階・4階を封鎖され、建物・実験設備・器物に甚大な損害をこうむり、教官・院生・学生の研究・学習の権利と自由が著しく侵害されたことは、教授会として許し得ないところである。これら封鎖・器物破壊の行為に参加した諸君は、速やかに反省の意を表明し、今後一切の暴力手段を用いないことを確約するよう要求する。

昭和44年10月16日

教育学部長

化学研究所の近況

化学研究所改革の第一歩として所長の提案により、化学研究所制度検討特別委員会が7月11日に設置された。

1. 目的 化学研究所が指向すべき方向、性格、構成、および附置研究所として存在する場合の学内における機能上の位置づけなど将来像を含む基本的構想を検討し、これを実現するために、各構成員のそれぞれ研究、教育ならびに管理運営面における機能、権利、責任を明確にし、これらにもとづいて化研における現行制度の諸矛盾を分析、解明しその改革についての大綱を示す報告書を作成する。
2. 構成 (1)委員会は教授、助教授(講師を含む)、助手、大学院生、研究技術職員、事務関係の職員の各集団より選出されたそれぞれ8名以内の委員により構成する。委員会が必要を認めるときは若干名の委員を補充することができる。
(2)各委員はそれぞれ選出集団内の意見の多様性を討論して反映させねばならない。また委員はある程度の自由裁量の権限を選出集団より委任された代表者とする。
3. 作業予定 (1)報告は出来上った部分から逐次公表し、化研構成員の批判の対象とする。委員間で意見の一致を見ない部分は併記する。委員会は批判にもとづき討論し、必要があればこれを修正のうえ再度公表する。

(2)委員会が全体の意見のすう勢を判断し適当と認めた時点(単なる多数決のみによっては決定しない)において所長は全構成員の承認をえたるうえで、あらたに化研制度改革を具体化するための委員会を全化研的規模において設置する。

(3)本委員会の討議内容に関係があるが、さらに根本的で広範囲にまたがる問題、たとえばわが国の教育体制、研究体制などに関しては本委員会の答申にもとづき別個の委員会を組織し、これにあたる予定である。

7月22日の第1回委員会以来6回の委員会が開かれ、現在まで化研における現状の問題点、大学院制度、部門制などが討論されている。